

岩手県告示第 830 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 8 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 桜峠平田線
- 2 供用開始の区間 釜石市唐丹町字桜峠 85 番 1 地先から 68 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 4 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 釜石地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 18 年 8 月 4 日から同年 9 月 4 日まで